

■ 質問と回答

番号	質問	回答
資料-4	<p>・P32において、業務の場合は、WEBによる打ち合わせができるようになったとのことですが、工事の打ち合わせにはWEBを使用できないのでしょうか。</p> <p>・検査は現場もあることから無理でしょうが、打ち合わせなら内容にもよりますが、可能なものもあるのではないかと思います。</p> <p>・何か理由があるのかをご教示ください。</p>	<p>これまで、設計図書で事前協議、中間報告、最終報告などが計上されている業務においては、受発注者対面により協議・報告が行われてきました。</p> <p>この協議・報告を行うために受注者は往復の移動時間をかけてきたところですが、時間の効率的な活用とともに、コロナ禍における感染拡大防止に有効な方法として、「テレビ会議等」の試行に取り組むこととしたものです。</p> <p>一方、工事施工上において行われる打合せは、必要に応じて随時開催されるものであるため、「テレビ会議等」により実施することについては受発注者の担当者間で調整のうえ実施願います。</p>